

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月25日

【会社名】 ニッタ株式会社

【英訳名】 Nitta Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 精一

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 コーポレートセンター長 懸上 耕一

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 コーポレートセンター長 懸上 耕一

【縦覧に供する場所】  
ニッタ株式会社東京支店  
(東京都中央区銀座八丁目2番1号)  
ニッタ株式会社名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)



#### 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (3) 本割当株式の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳  
ニッタ従業員持株会 1名 43,500株
- (4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係  
該当事項はありません。
- (5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
当社は、本持株会との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。  
なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭債権合計271,005,000円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は6,230円）を出資財産として、現物出資の方法により行われます。

#### 譲渡制限期間

2026年9月25日（払込期日）から当社その他本割当契約で定める会社をいずれも退職する日までの間（ただし、定年退職後再雇用される場合、定年退職日とする。）

本持株会は、上記に定める譲渡制限期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

#### 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、2026年9月25日（払込期日）から5年を経過する日までの間（以下「本対象期間」という。）、継続して、当社管理職の従業員としての地位その他本割当契約で定める地位（以下「本地位」という。）を有することを条件として、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了日に、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が、本対象期間中に、定年、契約期間満了、死亡、当社関係会社への転籍、役員昇格その他当社の取締役会が正当と認める事由により、本地位を喪失した場合には、当社は、本割当契約に定める時点をもって、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

#### 本持株会を退会した場合の取扱い

上記に定める譲渡制限の解除条件を満たす場合であっても、対象従業員が譲渡制限期間中に本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含む。以下同じ。）は、当社その他本割当契約で定める会社をいずれも退職することに伴い、本持株会を退会する時を除き、当社は、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会日をもって、当然に無償で取得する。

#### 当社による無償取得

対象従業員が譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は当該時点その他本割当契約で定める所定の時点をもって、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部を無償取得するものとする。

#### 非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が譲渡制限期間中に、当社の決定に基づく海外転勤等により、国内非居住者に該当することとなる場合には、上記に定める譲渡制限の解除条件の充足有無にかかわらず、本割当契約に定める時点をもって、当該決定日における当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

#### 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

#### 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日（以下「組織再編等効力発生日」という。）の前営業日の直前時をもって、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

#### (6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の株式とは区別して、割当予定先である本持株会が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理され、割当予定先である本持株会から申し出があったとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当予定先である本持株会が保有する本割当株式の口座の管理に関連して大和証券株式会社との間において契約を締結しています。また、割当予定先である本持株会は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

#### (7) 持株会契約に係る事項

##### 持株会契約の内容

当社は、本制度に基づき、対象従業員に対し、譲渡制限付株式として本割当株式を付与するための金銭債権を支給し、対象従業員は、当該金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された当該金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての本割当株式の処分を受けることとなります。

##### 持株会契約に基づき交付する予定の株券等の総数又は総額

前述(2) 及び に記載のとおりです。

##### 持株会契約に基づき株券等を交付することができる者の範囲

当社管理職の従業員（当社が定める職能資格制度における資格等級[MG職及びSP職1～2級]に属する当社の従業員をいう。ただし、払込期日において定年退職済みの者は除く。）

(8) 本割当株式の払込期日（財産の給付の期日）

2026年9月25日

(9) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上